

「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」の一部
改定新旧対照表

(下線部分は改定部分)

○独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針

改定後	改定前
<p>公正取引委員会は、<u>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第45号）の課徴金減免に係る改正部分の施行日である令和2年12月25日以降、次の方針に即して、犯則事件（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第89条から第91条までの罪に係る事件をいう。以下同じ。）の調査及び告発を行っていくこととする。</u></p> <p>1 告発に関する方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)ただし、</p> <p>ア 調査開始日前に単独で最初に課徴金の免除に係る<u>事実の報告及び資料の提出を行った事業者（独占禁止法第7条の4第1項の規定による事実の報告及び資料の提出を行った事業者をいう。ただし、<u>独占禁止法第7条の6各号（第3号及び第7号を除く。）</u>（当該事業者が報告した事実若しくは提出した資料に虚偽の内容が含まれていたこと、追加して求められた<u>事実の報告</u>若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の<u>事実の報告</u>若しくは資料の提出をしたこと、他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、若しくは他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたこと、他の事業者に対して</u></p>	<p><u>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条の2第1項に規定する違反行為をした事業者のうち二以上の事業者が共同して当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った場合には、当該二以上の事業者について課徴金の減免をする等の改正が行われ、課徴金減免に係る改正部分は、平成22年1月1日から施行される</u>ところ、改定後の独占禁止法の適正な運用を図るため、公正取引委員会は、同日以降、次の方針に即して、犯則事件（<u>独占禁止法第89条から第91条までの罪に係る事件をいう。以下同じ。）の調査及び告発を行っていくこととする。</u></p> <p>1 告発に関する方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)ただし、</p> <p>ア 調査開始日前に単独で最初に課徴金の免除に係る報告及び資料の提出を行った事業者（<u>独占禁止法第7条の2第10項の規定による報告及び資料の提出を行った事業者をいう。ただし、当該報告若しくは資料に虚偽の内容が含まれていたこと、追加して求められた報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと又は他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、若しくは他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたこと（同条第17項各号）のいずれかに該当する事実があると認められる事業者を除く。）</u></p>

事実の報告若しくは資料の提出若しくは独占禁止法第7条の5第1項の協議の申出を行うことを妨害していたこと又は事実の報告若しくは資料の提出を行った旨を第三者に対し明らかにしたこと。)のいずれかに該当する事実があると認められる事業者を除く。)

イ 調査開始日前に他の事業者と共同して最初に課徴金の免除に係る事実の報告及び資料の提出を行った事業者（独占禁止法第7条の4第4項及び同条第1項の規定による事実の報告及び資料の提出を行った事業者をいう。ただし、独占禁止法第7条の6各号（第3号及び第7号を除く。）（当該事業者が報告した事実若しくは提出した資料に虚偽の内容が含まれていたこと、追加して求められた事実の報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の事実の報告若しくは資料の提出をしたこと、他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、若しくは他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたこと、他の事業者に対して事実の報告若しくは資料の提出若しくは独占禁止法第7条の5第1項の協議の申出を行うことを妨害していたこと又は事実の報告若しくは資料の提出を行った旨を第三者に対し明らかにしたこと。）のいずれかに該当する事実があると認められる事業者及び当該事業者と共同して事実の報告及び資料の提出を行った事業者を除く。)

ウ 前記ア又はイに該当する事業者の役員、従業員等であって当該独占禁止法違反行為をした者のうち、当該事業者の行った公正取引委員会に対する事実の報告及び資料の提出並びにこれに引き続いて行われた公正取引委員会の調査における対応等において、当該事業者と同様に評価すべき事情が

イ 調査開始日前に他の事業者と共同して最初に課徴金の免除に係る報告及び資料の提出を行った事業者（独占禁止法第7条の2第13項及び同条第10項の規定による報告及び資料の提出を行った事業者をいう。ただし、当該報告若しくは資料に虚偽の内容が含まれていたこと、追加して求められた報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと又は他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、若しくは他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたこと（同条第17項各号）のいずれかに該当する事実があると認められる事業者及び当該事業者と共同して報告及び資料の提出を行った事業者を除く。)

ウ 前記ア又はイに該当する事業者の役員、従業員等であって当該独占禁止法違反行為をした者のうち、当該事業者の行った公正取引委員会に対する報告及び資料の提出並びにこれに引き続いて行われた公正取引委員会の調査における対応等において、当該事業者と同様に評価すべき事情が認められ

<p>認められるもの については、告発を行わない。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>るもの については、告発を行わない。</p> <p>2・3（略）</p>
---	---